

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月6日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第60号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成17年佐賀県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
<p>様式第15号（第16条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="230 584 1099 624">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 624 667 871">産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）</td> <td data-bbox="667 624 1099 871"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="230 871 1099 911">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 911 667 1399">処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み</td> <td data-bbox="667 911 1099 1399"></td> </tr> </table>	略		産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）		略		処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み		<p>様式第15号（第16条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1155 584 2024 624">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 624 1592 871">産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）</td> <td data-bbox="1592 624 2024 871"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1155 871 2024 911">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 911 1592 1318">処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が遮断型最終処分場又は管理型最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては水銀処理物の処理量を含む。）の見込み</td> <td data-bbox="1592 911 2024 1318"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1318 1592 1399">非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生</td> <td data-bbox="1592 1318 2024 1399"></td> </tr> </table>	略		産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）		略		処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が遮断型最終処分場又は管理型最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては水銀処理物の処理量を含む。）の見込み		非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生	
略																			
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）																			
略																			
処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み																			
略																			
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）																			
略																			
処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が遮断型最終処分場又は管理型最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては水銀処理物の処理量を含む。）の見込み																			
非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生																			

改正前		改正後	
		<u>じた一般廃棄物で産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有するものを処理する場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域</u>	
略		略	
備考		備考	
1・2 略		1・2 略	
3 他人の一般廃棄物の処理を行う場合は、次に掲げるいずれかを添付すること。		3 他人の一般廃棄物の処理を行う場合は、次に掲げるいずれかを添付すること。	
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略	
(3) 省令第2条の3第1号、第2号、第4号、第6号又は <u>第7号</u> に該当する者であることを示す書類		(3) 省令第2条の3第1号、第2号、第4号、第6号又は <u>第10号</u> に該当する者であることを示す書類	
(4) 略		(4) 略	
		(5) <u>他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類</u>	
4 略		4 略	
略		略	
様式第16号（第16条関係）		様式第16号（第16条関係）	
略		略	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（ <u>当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。</u> ）		産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（ <u>当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物を処理する旨、当該施設が遮断型最</u>	

改正前		改正後	
		<u>終処分場又は管理型最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては水銀処理物进行处理する旨）</u>	
略		略	
産業廃棄物処理施設設置許可に付された条件		産業廃棄物処理施設設置許可に付された条件	
		<u>非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物で産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有するものを処理する場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域</u>	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。